

# INFORMATION 暮らしの情報

## お知らせ

### 所得税・市民税にかかる 障害者控除対象者認定書 を交付します

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも所得税や市県民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所本庁・支所または行政サービスセンター高年齢福祉担当窓口で申請してください。該当となる方には市から「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、申請の際には、印鑑と介護保



### 2010年 世界農林業 センサスに ご協力ください

平成22年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2010年世界農林業センサス」が実施されます。この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

#### お問い合わせ

市役所企画振興課  
(企画統計係)  
☎63-4152



険証を持参してください。  
対象者の目安

○対象者の年齢が平成21年12月31日現在で65歳以上の方

○身体障害者手帳または療育手帳を所持していない方

○介護保険の要介護認定を受けている方

※介護保険要介護認定審査会資料により判定を行うため、認定を受けている方でも対象にならない方もいますのでご了承ください。

認定書交付まで1週間ほどかかりますので、認定書の交付を希望される方は確定申告をされる前に早めに申請をしてください。

お問い合わせ 市役所高年齢福祉課(高年齢福祉係) ☎63-3790 または各支所・行政サービスセンター(高年齢福祉担当)

### 所得税・市民税にかかる要 介護認定者のおむつ代(医療 費控除)についてお知らせ

寝たきり(疾病により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている)の方のおむつ代は、所得税・市民税の医療費控除の対象となります。確定申告の際に医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を添付する必要があります。

現在、介護保険の要介護認定を受けており、次の①②に該当する方には、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付します。

- ① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる方
- ② 一定要件(主治医意見書において寝たきり、尿失禁がある)を満たす方

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、2年目以降でも一定要件を満たさない方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ 市役所高年齢福祉課(介護保険係) ☎63-3790 または各支所行政サービスセンター(介護保険担当)

### 国民健康保険制度の減免など負担を軽減できる制度があります

国民健康保険の被保険者で、風水害や火災、事業の休廃止や失業等の事由で、一時的に保険税の納付や医療機関での一部負担金の窓口支払いが困難になった場合、申請していただくことにより減免など負担を軽減できる制度があります。

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所市民課(国保係) ☎63-5112 / 税務課(収納対策係) ☎63-5110

### 建物を取り壊した時や用途を変更した時には「ご報ください」

固定資産税は、毎年1月1日現在において土地・家屋・償却資産を所有している人に課せられます。平成21年12月末までに家屋を取り壊した場合、平成22年度分から固定資産税の課税対象とはなりません。また、家屋の部を取り壊した場合でも、取り壊した床面積分は課税対象から差し引かれます。届出がない場合

